

新座市平林寺ふるさとの緑の景観地保全計画〈概要版〉

1 概要

新座市平林寺ふるさとの緑の景観地は、首都25km圏内の県南端部に位置し、平林寺の歴史的建造物と、その周辺の樹林や西縁を流れる野火止用水が一体となった本県有数のふるさとの景観を呈している。

平林寺の林は武蔵野台地の伝統的な雑木林の面影を色濃く残しており、首都圏に残された数少ない貴重な大規模緑地である。

2 自然環境等

この地域の自然は多様である。鬱蒼としたスギ、ヒノキの古木が平林寺諸堂を取り巻き、手入れが行き届いた庭園と相まって静寂な雰囲気を出している。奥庭（林泉境内）の背後にはシラカシを主体とする照葉樹林があり、さらにその外側にはコナラ、クヌギを主体とする雑木林が広がっている。

また、一般には公開されていないが、畑地、梅林、防火用水池などが景観地北側の雑木林を二分している。

当該景観地は、われわれの身の回りから姿を消しつつある多くの動植物に棲家を提供する緑地としてもかけがえのない存在となっている。

3 指定地の状況等

この景観地は野火止台地の中央に位置し、市街地に隣接する貴重な樹林として昭和54年度に48.50haを指定している。

山林所有者と埼玉県で締結している緑の管理協定の状況については、平成23年度で39.44haであり、指定地に対し81.32%が保全されている。未協定地は墓地等であることから、樹林地全体が保全されていると判断できる。

また、当景観地（平林寺）を中心とした周辺樹林地68haは、かつての武蔵野の自然環境を今に残しており、保全すべき重要な緑地であると認められることから、昭和43年度に首都圏近郊緑地保全法に基づく平林寺近郊緑地保全区域に指定されている。

このうち、枢要な緑地として、ほぼ全域に近い60.4haが強い土地利用規制である平林寺近郊緑地特別保全地区として昭和45年度に指定されている。

さらに、平林寺境内林約43haは、都市近郊に残る代表的な武蔵野の雑木林として、昭和43年度に文化財保護法に基づく国の天然記念物にも指定されている（昭和51年度に一部追加指定）。

4 保全計画の基本方針

(1) 緑の保全

環境保全機能、県民の憩いの場としてのレクリエーション機能、郷土景観や歴史的価値のある緑地など住民の心理的効果に寄与する景観構成機能、多様な生物の生息空間など、緑地が有する様々な機能が発揮できるよう現存する緑地を、所有者を中心に保全することにより、首都近郊に残された武蔵野の景観・歴史・文化を次世代への財産として引き継いでいく。

また、当景観地を含めた周辺地域は、近郊緑地保全区域に指定されていることから、良好な自然環境を保持することを本旨とし、当該近郊緑地の風致景観、樹相、地勢等を勘案のうえ土地利用転換の抑制を図ることにより、景観地及び周辺の貴重な緑地を保全していく。

(2) 緑の再生・維持管理

都市の骨格を形成する景観を保全するため、景観地内のみならず、周辺の樹林地の萌芽更新などの維持管理、荒廃した樹林地の再生を図り、みどりを再生していく。

(3) 緑との共生

境内地は一般に公開され、訪れる人々の憩いの場、安らぎの場となっていることから、首都近郊の貴重な財産として保全していく仕組みを構築していく。

また、公園として開放されている周辺樹林については、行政だけでなく、住民参加による保全を検討する。

5 区域設定

緑の保全区域

樹林地全体をこの地域の緑の骨格軸として、環境保全機能や多様な生物の生息空間としての機能、レクリエーション・景観構成機能などを発揮するため、歴史的文化遺産と現存する豊かな緑を一体として景観地全域を保全する区域とする。

6 施策方針

緑の保全区域

① 緑地保全

まともありある良好な景観を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組み（緑の管理協定締結者への、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金交付）とともに、必要に応じて土地の買い取り等を行い、首都圏における重要な緑地として保全するための施策を展開し

ていく。

【手法の例示】

- ・ **ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付**

山林所有者による緑地保全を支援するため、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付を継続する。

- ・ **野火止用水保全との連携**

水辺と緑地が調和した景観を保持するため、野火止用水と周辺樹林に加え、農地や歴史的建造物も一体となった文化的景観として、維持管理する手法、仕組みを検討する。

② 緑の再生及び維持管理

良好な緑地を保全するため、住民や行政との協働した維持管理制度の活用や緑地内、周辺部のゴミ拾い、不法投棄防止パトロール等を実施していく。

【手法の例示】

- ・ **協定制度等の活用**

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「市民管理協定制度」の活用や都市緑地法に基づく「市民緑地制度」の活用を検討する。

- ・ **ゴミ投棄への対応**

景観維持及び動植物の生息、生育環境維持のために、投棄ゴミの除去を行うほか、不法投棄防止のためのパトロールや不法投棄禁止の普及啓発活動を行う。

③ 緑との共生

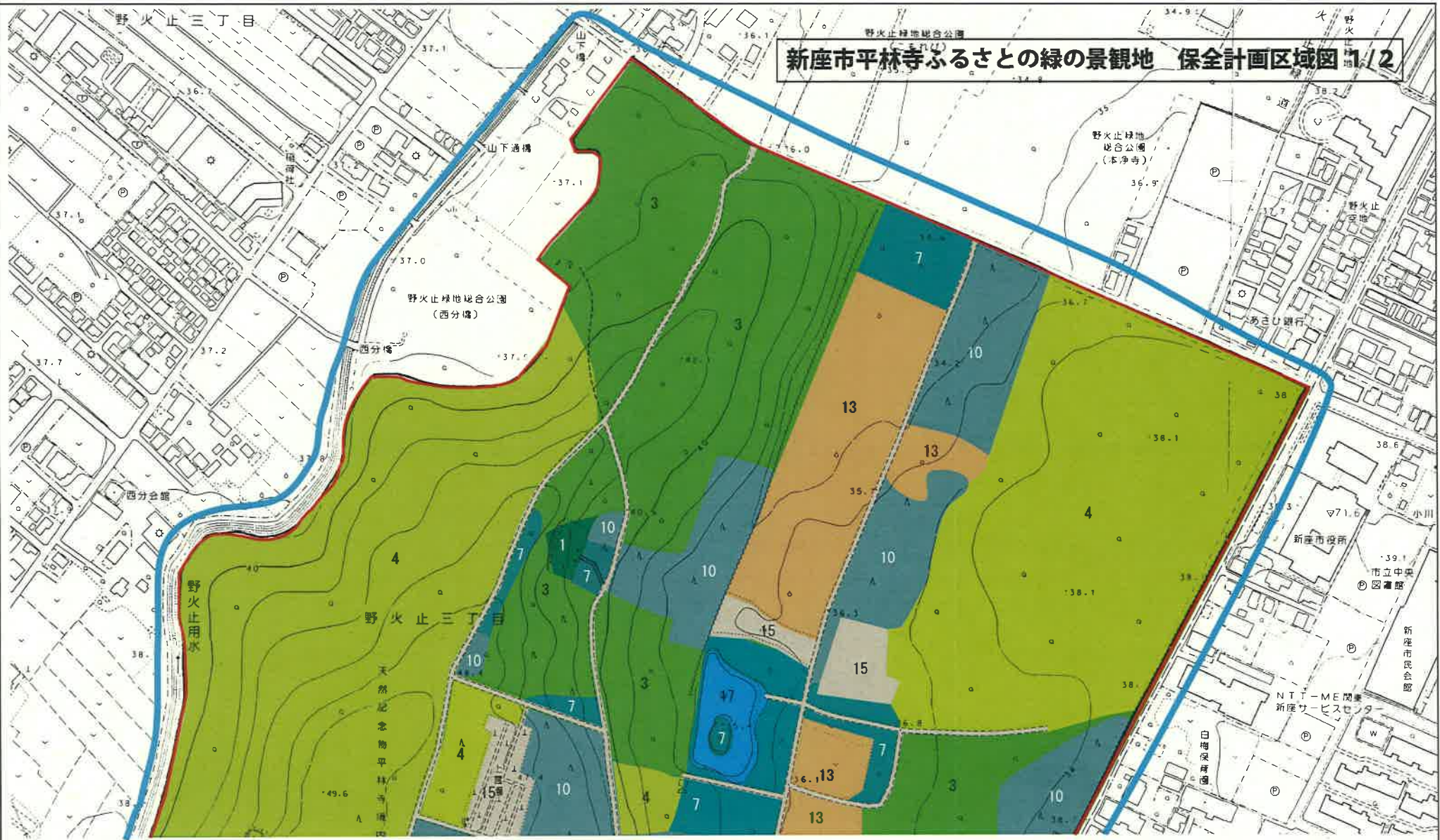
歴史的・文化的財産を次世代へ継承していくため、開放空間を利用した、子供の環境教育の場としての活用を図る。

【手法の例示】

- ・ **次世代へ引き継ぐための環境教育の実施**

市民団体との連携や支援とあわせて、小中学校や子供会による自然観察会開催などの環境学習を通じて、緑の大切さを次世代に引き継いでいく。

新座市平林寺ふるさとの緑の景観地 保全計画区域図 1/2



区域設定等凡例

- 指定地
- 緑の保全区域

植生図凡例

I. 植生区分

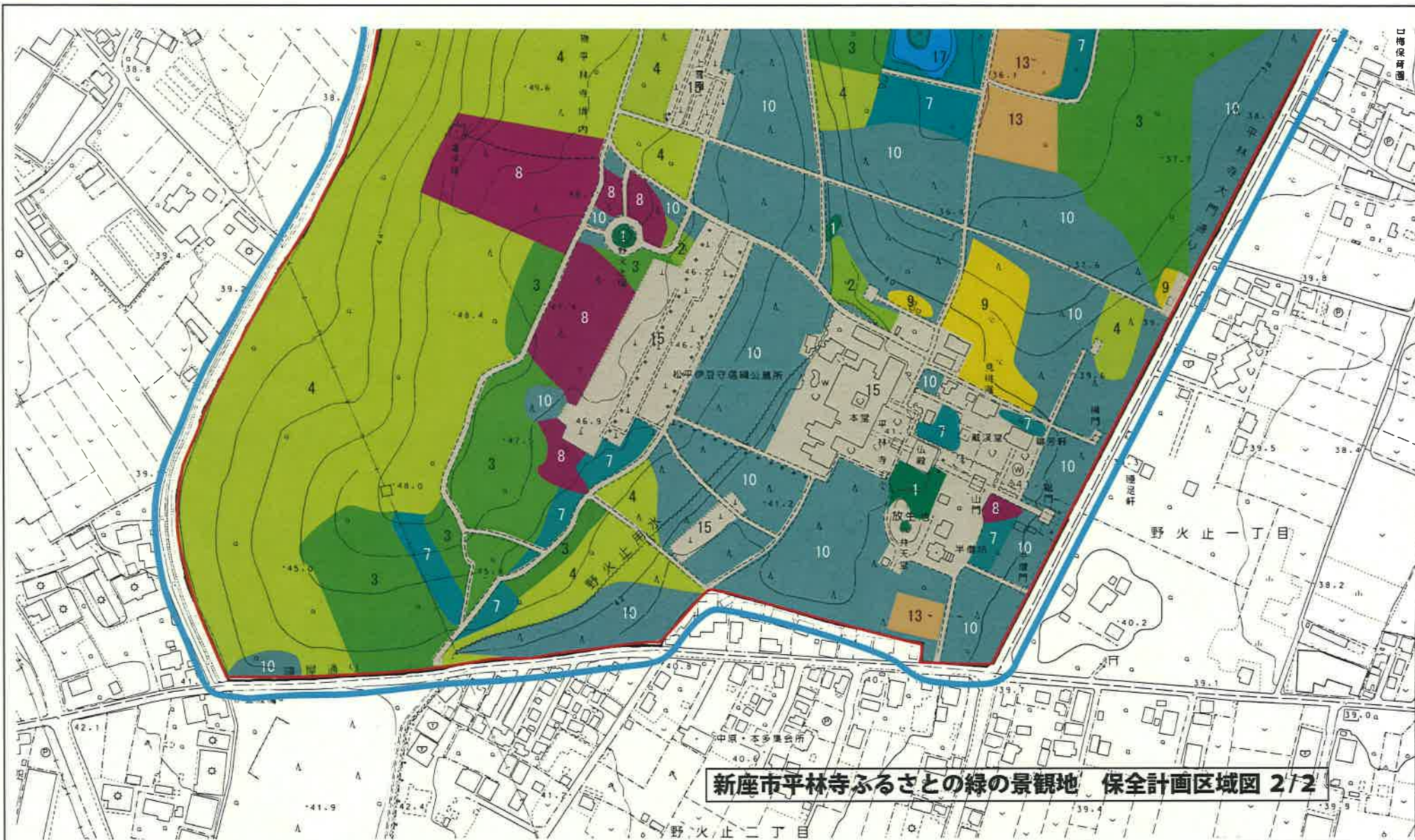
- 1 シラカン群落
- コナラ群落
- 4 クヌギ・コナラ群落
- 7 落葉広葉樹林
- 10 スギ・ヒノキ群落

II. その他土地利用

- 13 果樹園・樹木植栽地
- 15 宅地・工場地・道路等
- 17 水面



(新座市平林寺
ふるさとの緑の景観地 1/2)



新座市平林寺ふるさとの緑の景観地 保全計画区域図 2/2

区域設定等凡例

- 指定地
- 緑の保全区域

植生図凡例

- | | |
|---|---|
| I. 植生区分 | |
| 1 シラカシ群落 | 7 落葉広葉樹林 |
| 2 混交林 | 8 アカマツ群落 |
| 3 コナラ群落 | 9 竹林 |
| 4 クヌギ-コナラ群落 | 10 スギ・ヒノキ群落 |

II. その他土地利用

- | |
|---|
| 11 果樹園・樹木植栽地 |
| 12 宅地・工場地・道路等 |
| 17 水面 |



(新座市平林寺
ふるさとの緑の景観地 2/2)